

議第191号

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例の制定について

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法第15条第1項第3号ハの規定に基づき、京都市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 前条の基準は、工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市地域防災計画に大規模な工場その他の施設の名称及び所在地を定める場合の当該施設の用途及び規模の基準を定める必要があるので提案する。